別表六の二(三)の記載要領等第一号中「租税特別措置法」の次に「第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同第二号を次のように改める。

２　「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(三)付表一「１」の合計)又は（各連結法人の別表六の二(三)付表二「１」の合計）」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)が平成27年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（各連結法人の別表六の二(三) 付表二「１」の合計)」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「(各連結法人の別表六の二(三) 付表一「１」の合計）又は」を消すこと。

⑵　連結親法人事業年度が平成27年４月１日前に開始した連結事業年度において、各連結法人の試験研究費の額に租税特別措置法第68条の14第６項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第25条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第148号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（第８号において「平成27年旧措置法施行令」という。)第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第４項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（第８号において「平成27年旧震災特例法施行令」という。)第22条の５第１項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）又は第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載すること。この場合において、「同上のうち当期繰越税額控除可能額（(22)と(23)のうち少ない金額）（(1)≦(30)、(31)又は(32)）の場合は０）」の欄の記載に当たつては、その内書として記載した金額を「(1)」から控除すること。

別表六の二(三)の記載要領等第五号を削り、同第四号中「「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(25)」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）(28)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(29)」」を「「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(28)」、「改定試験研究費の額の合計額（各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額）(31)」及び「試験研究費の額の合計額（前期の(1)）(32)」」に、「租税特別措置法施行令」を「平成27年旧措置法施行令」に、「震災特例法施行令」を「平成27年旧震災特例法施行令」に改め、同号を同第六号とし、同第三号中「「当期税額基準額(7)×20又は30/100(8)」を「「当期税額基準額(10)×25又は30/100(11)」に改め、「(法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。)」を削り、「「20又は」」を「「25又は」」に改め、同号を同第五号とし、同号の次に次の１号を加える。